

I. 中小企業向けSBTの基準が2024年より改訂

すでにご存じの皆さんもおられると思いますが、SBT事務局より2024年1月1日以降、SBTにおける中小企業の定義（要件）と費用を変更することが発表され、運用されています。ただし、この変更は2024年1月1日以降にエントリーする企業にのみ適用され、既にエントリー済みの企業への影響はありません。

具体的な要件は下記のとおりです。

対象	下表に示す要件を満たす企業
目標年	2030年
基準年	2018年～2023年から選択
削減対象範囲	Scope1, 2 排出量
目標レベル	<ul style="list-style-type: none"> ■ Scope1, 2 1.5°C : 少なくとも年4.2%削減 ■ Scope3 算定・削減（特定の基準値はなし）
費用	1回 USD1,250（外税）
承認までのプロセス	目標提出後、デューデリジェンスが行われる

<対象企業の要件>

下記に示す5つの必須要件と4つの追加要件のうち2つ以上を満たす企業が、中小企業向けSBTに申込みことができます。

	対象となる中小企業が満たすべき要件
必須要件	<p>下記の5項目をすべて満たさなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Scope1 とロケーション基準の Scope2 の排出量合計が 10,000 tCO₂e 未満であること 2. 海運船舶を所有または支配していないこと 3. 再エネ以外の発電資産を所有または支配していないこと 4. 金融機関セクターまたは石油・ガスセクターに分類されていないこと 5. 親会社の事業が、通常版の SBT に該当しないこと

追加要件	<p>上記の必須要件 5 項目に加え、以下の 4 項目のうち 2 項目以上を満たさなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員が 250 人未満であること* 2. 売上高が 5,000 万ユーロ未満であること** 3. 総資産が 2,500 万ユーロ未満であること** 4. 森林、土地および農業（FLAG）セクターに分類されないこと
-------------	---

* 組織が雇用する全ての従業員数。パートタイマーの従業員を含む

** 申請を行う事業者が、新たな要件に準拠しているかの確認を行うために、収益と資産額を確認できる財務諸表の提出が必要

さらに、冒頭で述べたとおり、

- ・ 024 年 1 月 1 日時点で、すでに中小企業向け S B T の検証ルートに則って目標認証が行われている場合、直ちに新基準に対応する必要はない
- ・ また、すでに認証されている企業であっても 2024 年 1 月 1 日以降に目標の再計算を行う場合には、新しい基準を適用する必要があるという点に注意が必要です。

（参考：環境省 HP 「S B T（Science Based Targets）について」 2024.03）

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SBT_syousai_all_20240301.pdf

Ⅱ. E S G 関連開示原則の新たな枠組み

2025/10

E S G 関連の政策と開示枠組みの関係を整理すると、最上位の枠組みとして、気候変動では「パリ協定」、生物多様性では「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が存在し、この政策目標を実行するための国際枠組みとしてそれぞれ「T C F D」と「T N F D」が存在します（T C F D はすでに組織としては解散）。そしてこの分野における企業報告基準を定めている仕組みが「G R I」や「I F R S」です。企業は各国の市場規制に基づき、これらの報告基準で報告することをステークホルダーから求められています。

ESG情報開示の主な枠組みを一覧形式にしたものが次表です。枠組みの違いや特徴を理解して、自社の開示の目的や対象に合った枠組みを活用することが重要となります。

図表 主なESG関連開示原則

策定機関	開示原則
サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)	サステナビリティ開示基準 (日本適用版)
国際会計基準 (IFRS) 財団	IFRSサステナビリティ開示基準
	SASBスタンダード
	国際統合報告フレームワーク
気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)	TCFD提言
グローバル・レポートング・イニシアティブ (GRI)	GRIスタンダード
自然関連財務情報タスクフォース (TNFD)	TNFD提言

出所：塚田秀俊（金融機関のSDGs・ESG金融実践講座TX1 著者）作成

【サステナビリティ開示基準】

「国際サステナビリティ基準審議会」（ISSB）は、市場関係者からの要望により、国際的なサステナビリティ開示基準を開発することを目的として設立されました。我が国の機関としては、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が2022年7月に設立されています。

SSBJの主な役割は

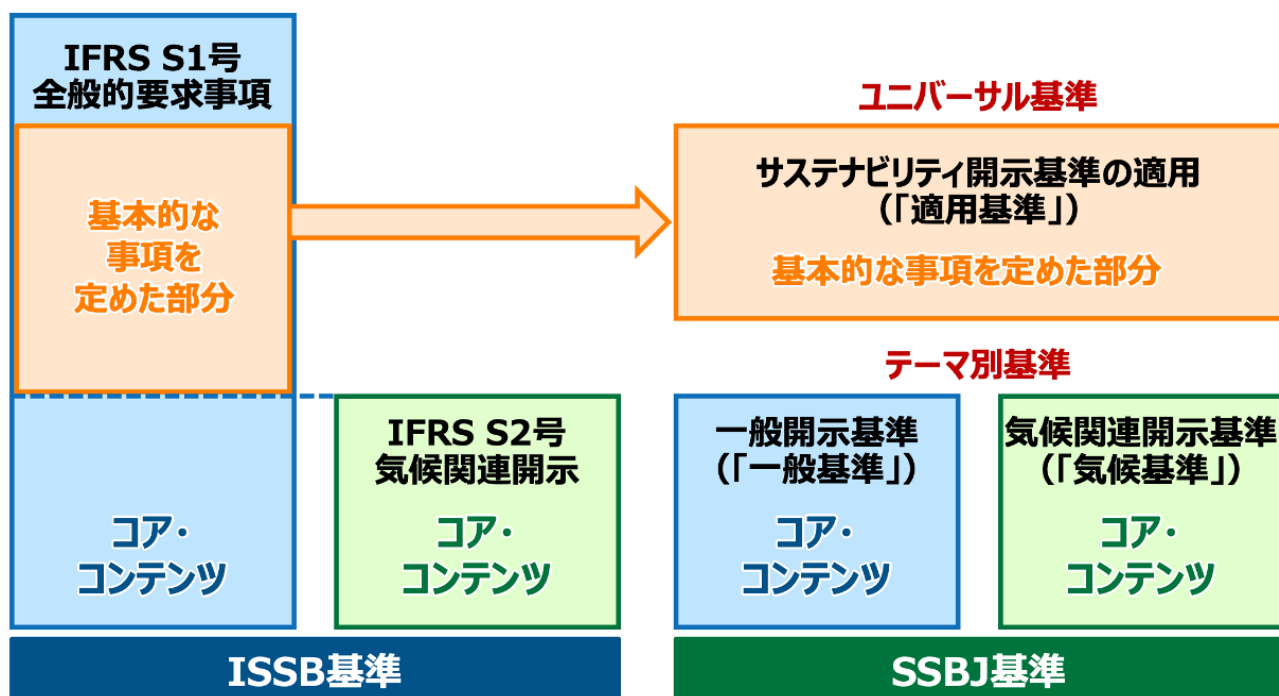
- ①我が国の資本市場で用いられることを想定したサステナビリティ開示基準（日本基準）の開発
 - ②国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献
- の2つがあります。

ISSBは、国際的なサステナビリティ開示基準の開発にあたり、白紙の状態から基準の開発を始めるのではなく、既存の基準やフレームワークを基礎として開発しています。ISSBは、2023年6月、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案として、IFRSサステナビリティ開示基準となるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1号」という。）及びIFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という。）を公表しました（2024年1月1日以降に始まる年次報告期間から適用開始）。

これを受けてSSBJが日本版S1とS2を2025年3月に確定版としてリリースしました。

SSBJ基準は3つに分かれており、前記IFRS S1基準を分解して、基本的な事項を定めた部分である「適用基準」と「一般基準」の2つに、IFRS S2基準に対応する部分を「気候基準」として定めています。これらの基準の開示義務が2027年3月期から時価総額3兆円以上の大企業に適用され、順次適用対象が拡大されていく予定となっています。

図表 サステナビリティ開示基準の構成



出所：SSBJ Web サイト